

事業者のための

# 三重県 **暴力団排除条例**

～「暴力団にNOと言える三重県」を実現するために～



**恐れない! 金を出さない! 利用しない!**

不動産事業者、旅館・ホテル事業者、ゴルフ場経営者が導入すべき  
暴力団排除条項のモデル案を県警ホームページに掲載

<http://www.police.pref.mie.jp/info/bouhai/index.html>

暴力団に関するご相談は…



「警察署」・「交番」・「駐在所」でお受けするほか、  
「警察本部」に暴力相談電話



**059-228-8704** (ハナレヨ) を開設しています。

また、「暴力追放三重県民センター」においても

フリーダイヤル **0120-31-8930** (ヤクザゼロ) を開設しています。

三重県・三重県警察・(公財)暴力追放三重県民センター

## Q.1

### どうして事業者に対する規制が必要なのですか？

暴力団が存在する目的は、資金を獲得するためです。

暴力団は、組織を運営したり、拡大していくための資金を獲得するために、特に、事業者の方々に接近し、みかじめ料や用心棒代を始めとする資金の調達を企てているのです。

こうした暴力団を弱体化、壊滅させるためには、暴力団の資金源を遮断することがもっとも重要かつ効果的であり、三重県が一体となって暴力団排除対策を推進していくためには、全ての事業者の方々が、自らの責任で暴力団との関係を一切遮断して事業を行っていただく必要があるのです。

このため、条例では、事業者の方々が、暴力団に利益を供与することを禁止する規定が整備されているのです。

## Q.2

### 暴力団を排除するために事業者は何をしたらいいのですか？

まずは、暴力団が県民生活や事業活動に不当な影響を及ぼす反社会的勢力であることをしっかりと認識してください。

その上で、「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、

「暴力団を利用しない」ことを基本理念として、

- 契約書等への暴力団排除条項の導入
- 地域における暴力団排除活動やイベントへの積極的な参加
- 暴力団に関する警察への情報提供

にご協力いただきますようお願いいたします。



## Q.3

### 「暴力団を利する」とは、どういうことですか？

暴力団としての活動や運営及び組員の活動を助けることをいいます。



例えば、暴力団員が実質的にその経営に関与している企業と下請契約を締結することや、そうした企業を取引相手に紹介すること等、直接的、間接的なことを問わず、暴力団にとって有益になる行為が「暴力団を利する」ことになるのです。

皆さんが行う事業により、暴力団に利益を与えることのないよう、条例では、「事業者の責務」に関する規定が整備され、暴力団との一切の関係を遮断することが明記されました。

## Q.4

### 「利益を供与する」とは、どういうことですか？

暴力団の活動や運営を助けることになることが分かっているのに、現金や物品を提供したり、労務の提供等を行うことをいいます。



Q.5

**「暴力団の威力を利用する」とは、どのような行為をいうのですか？**

A



「暴力団の威力」とは、暴力団の存在や組の名前等により、相手方に恐れを感じさせることをいい、「利用する」とは、事業を有利に行うため、暴力団の威力を使うことをいいます。

例えば、マンション建設予定地の周辺住民の反対を抑えるために、取引の相手方に、「自分のバックには暴力団がついている。」などと言って、取引を有利に進めようとする場合などが該当します。

Q.6

**「暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益を供与する」とは、どのような行為をいうのですか？**

A

暴力団員との商取引において、不当な値引きや高額な支払いを行うことをいいます。

相当の対償とは、社会通念上妥当な対価をいい、暴力団員に格安で物品を販売することや物品納入の対価として不当に多額の支払いを行うことなどが、相当の対償のない利益に該当します。



Q.7

**「情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益を供与する」とは、どのような行為をいうのですか？**

A

「情を知って」とは、「事情を知った上で」ということであり、その行為が暴力団の活動を助けたり、暴力団の運営に役立つことになることを認識した上で、事業者の方々が、暴力団に利益を供与することをいいます。

例えば、

- 暴力団の代紋をデザインしたバッジを作成して暴力団員に販売すること
  - 防弾自動車を製造したり改造して暴力団員に販売すること
  - 暴力団事務所の建築や修繕を請け負うこと
- 等が該当します。

Q.8

**警察はどのような場合に情報提供してくれるのですか？**

A

三重県暴力団排除条例の基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策を推進し、暴力団排除のための活動を行おうとする場合には、暴力団に関する情報を提供します。

# 三重県暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)に規定される 事業者に関する主な内容

## 県民及び事業者の責務

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
  - 県民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

## 利益の供与の禁止

- 第19条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
- 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をすること。
  - 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
  - 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

違反した場合 → 公安委員会による勧告

勧告に従わない場合 → 公表

## 暴力団の威力を利用することの禁止

- 第20条 事業者は、前条第1項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

## 契約時における措置等

- 第21条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあるときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、その契約を解除することができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。

## 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

- 第23条 県内に所在する不動産(以下単に「不動産」という。)の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。)をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。
- 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。
  - 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
    - 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
    - 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨
  - 前項第2号に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めるものとする。
- 第24条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定を遵守するために必要な助言その他の措置を講じなければならない。
- 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

違反した場合 → 公安委員会による勧告

勧告に従わない場合 → 公表

## 旅館事業者等からの暴力団排除対策

- 第26条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業を営む者その他の不特定又は多数の者が利用する施設を運営し、又は管理する事業者であって公安委員会規則で定めるもの(以下この条において「旅館事業者等」という。)は、暴力団排除の重要性を認識し、専ら会合をするために多人数を収容できる客間、会議場、集会場その他これらに類する施設の使用が、暴力団を利することとならないことを確認するよう努めなければならない。
- 旅館事業者等は、前項の施設の使用が、暴力団を利することとなることを知って、当該使用に係る契約をしてはならない。
  - 旅館事業者等は、第1項の施設の使用が、暴力団を利することとなることが判明したときは、当該使用に係る契約を解除することができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。
  - 県は、旅館事業者等に対して、前3項の措置が講じられるよう、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

違反した場合 → 公安委員会による勧告

勧告に従わない場合 → 公表